

原告主張と被告の態度の再整理

原告 準備書面（10）

別表

< 結局、本件の受診は、初診 >

2025年(令和7年) 5月 9日

原告 藤巻拓郎

原告

1 原告の診療報酬請求権の存在は争いがない

2 減点査定（不払い）の合理的理由の立証責任は被告にある

そもそも、本件ではコンタクトレンズ（以下、CL）検査料の診療報酬請求がなされていないので、D282-3注3は無関係（適用がない）

被告の減点連絡書は「CL検査料を算定した場合には、」を読み飛ばした文理解釈違反のD282-3注3を引用 = 「限定文言」なし→
→「過去にCLなら、永遠に再診料」という違法

被告

増減点連絡書の減点理由は、D282-3注3の引用である

D282-3注3の引用ではない?!

100%引用である

反論無し

屈折異常は変化する：本件は初診
「及びCLを処方していること」に本件は当たらない：本件は初診

屈折異常は継続しているから再診?!

同一性を欠く理由は違法：本件は初診
CL診療がない屈折異常で被告が10回も初診とした実例：本件は初診

反論無し

そもそも、本件ではCL検査料の診療報酬請求がなされていない：本件は初診
本件患者Y本人が「CLは他院で処方してもらっていた」と証言：本件は初診
被告がY自身の同様の受診（2024（R6）. 5. 28）を初診とした事との整合性：本件は初診
被告は当院CL処方がない他院CL患者を初診としている実例：本件は初診

CL診療継続中のため再診?!

反論無し

屈折異常は変化する：本件は初診
「明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合」ではない：本件は初診

屈折異常は慢性疾患だから再診?!

非常識・不合理

理由の不記載は違法
同一性を欠く理由は違法：本件は初診

『本例での算定は、縦覧情報を通覧して過剰と判断します』に減点連絡書を変更?!
つまり・・・
「過去にCL」+「当月に初診料」
従前の誤ったコンピュータチェック

「一定の見解」はどこにも公表されていない
：隠匿と同じ

「一定の見解」は周知されている?!

反論無し

●国保連及び他の被告支部における審査では初診料算定が認められている

・国民健康保険団体連合会（甲第45の1～6、46号証）
・被告「一定の見解」（甲第9号証）
・日眼医Q&A「初診料が認められる」が37県（甲第47、21号証）
・岐阜県、愛知県、鹿児島県での審査（甲第21、60号証）

反論無し

●再診料しか認められない地域があること、及びその不合理性を示す事実

・日眼医Q&A「永遠に再診」10都道府県以下（甲第47、21号証）
・原告による全国アンケート（甲第33号証）
・東京都保険医協会（甲第7号証）
・医療サイトm3における読者（医師）による投稿集（甲第16号証）
・川本眼科ホームページより「院長のつぶやき」（甲第17号証）
・2016～24年度 診療報酬・介護報酬改定に向けた団体連要求（甲第22、52号証）
・被告発行「月刊 基金」2022年7月号（甲第30号証）
・厚生労働省社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて（甲第31号証）
・オンライン署名（甲第34号証）
・東京都職員共済組合の社会保険診療報酬支払基金に対する文書（甲第35号証）
・令和5年6月2日支払基金東京事務局長後藤氏、宮城氏との会話（甲第42号証）

反論無し

原告準備書面（9）・（10）

被告準備書面（6）

原告準備書面（4）でも既に反論済み 屈折異常は変化する：本件は初診
「明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合」ではない：本件は初診

屈折異常は慢性疾患だから再診?!

非常識・不合理

原告準備書面（4）でも既に反論済み Y本人がCL診療中断と証言：本件は初診
そもそも、本件ではCL検査料の診療報酬請求がなされていない：本件は初診

CL診療継続中のため再診?!

非常識・不合理

減点査定→再審査請求という制度の存在から理由の付記・提示が求められる
被告の主張は「時間的制約のない後出しの主張」であり、全く不合理・不公正

『本例での算定は、縦覧情報を通覧して過剰と判断します』と、必要な記載はしている?!

根拠不明

「救命のための治療」の範囲の線引きは、医科診療報酬点数表上にはない
「本件通牒」に「理由とするむねの記載をした上、「増減点通知書」と題する書面をもつてなされる。」とあり、68年以上前から現在も被告はこれに拘束されている

「救命のため」以外の診療は、被告に合理的審査運用や、理由説明の義務はない?!

根拠不明